

# 意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : \_\_\_\_\_

ふり がな : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_

電 話 : \_\_\_\_\_

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

## デッキの有無の交通環境評価を

申請書 P 7 のウに交通環境への配慮とあり、自動車及び歩行者の安全確保とある。駅前街区には図書館・市民館・ホール・子育て機能が、また北街区には区役所が予定されており、両街区を行き来する区民は多いと思われる。また北街区だけでも 140 戸の住宅が予定されており、通勤時はもとより市道久末鷺沼線を横断する歩行者は増加する。このような大規模再開発では当然、車歩分離の原則で 2 階にデッキを設けるべきである。

デッキを設けた場合と設けない場合の交通環境への影響評価をするべきである。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。  
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室  
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）